

議案第 33 号

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和5年 5月31日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

太宰府市史跡対策委員会が担任する事務の変更に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

〔令和 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和 60 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

太宰府市歴史的風致維持向上協議会	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）に基づく歴史的風致維持向上計画（以下この欄において「計画」という。）の変更に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整等に関すること。
太宰府市史跡対策委員会	史跡及びこれに類する土地の買収、管理及び整備計画について適正な計画の樹立その実施を促進すること。

」

を

「

太宰府市歴史的風致維持向上協議会	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）に基づく歴史的風致維持向上計画（以下この欄において「計画」という。）の変更に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整等に関すること。
太宰府市史跡対策委	史跡及びこれに類する土地の買収及び管

員会	理について適正な計画の樹立その実施を促進すること。
----	---------------------------

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。